

一般財団法人愛知県バスケットボール協会
名誉役員規程

第1条（目 的）

本規程は、一般財団法人愛知県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の定款第38条に基づき、名誉役員に関する事項について定める。

第2条（名誉役員）

1. 本協会に若干名の名誉役員を置くことができる。
2. 名誉役員は、名誉会長、最高顧問、顧問及び参与とする。
3. 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

第3条（推薦要件）

名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。

(1)名誉会長

会長を通算して2任期4年以上務めた者

(2)最高顧問

名誉会長を務めた者

(3)顧問

①副会長を通算して2任期4年以上務めた者

②専務理事を通算して3任期6年以上務めた者

(4) 参与

理事又は監事のいずれかを通算して4任期8年以上務めた者

第4条（定員、任期及び定年）

名誉役員の定員、任期及び定年は、次の各号に定めるところによる。

(1)名誉会長

定員は1人とする。任期は原則として就任後4年とする。ただし、名誉会長が90歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

(2)最高顧問

定員及び任期は定めない。ただし、最高顧問が99歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

(3)顧問

定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。ただし、顧問が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

(4)参与

定員は定めない。任期は原則として就任後6年とする。ただし、参与が76歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

第5条（改 正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第6条（施 行）

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

「附 則」

本規程の施行日時点における名誉役員については、第4条の就任の日を平成28年4月1日とする。